

富田林市ツアー造成促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済活性化を目指し、本市に点在する観光施設等での観光客の周遊及び市内事業者での消費額拡大に寄与する募集型企画旅行（以下「ツアー」という。）の造成を積極的に促すため、ツアー事業者に対して、富田林市ツアー造成促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業者 本市内に施設又は店舗を有し、事業活動を行っている法人又は個人事業主をいう。
- (2) 観光消費額 ツアー参加者が本市内の施設及び店舗において支出する食事代、お土産代、体験料等の合計額をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により登録を受けた旅行者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とした団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の全てを満たす募集型企画旅行とする。

- (1) 本市を目的地又は経由地とするバスツアーであること。
- (2) ツアー行程に本市内での食事、市内事業者からの物品購入（お土産等）、本市内での体験プログラム等の観光消費に繋がる内容を組み込んでいること。

(3) 1 ツアー当たりの参加者数が10名以上(添乗員、乗務員等を除く。)であること。

(4) 政治的、宗教的又は特定の営利を目的とした事業でないこと。

(5) 法令又は公序良俗に反しないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定めるものとし、前条の補助対象事業においてツアー参加者が本市内で支出した観光消費額等(領収書等により確認できるものに限る。)の2分の1以内の額とし、1 ツアー当たりの上限額は、20,000円とする。

2 前項の規定により算定した補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、富田林市ツアー造成促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて、原則としてツアー実施日の30日前までに市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、富田林市ツアー造成促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(事業の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた事業の内容について、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに富田林市ツアー造成促進事業補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、富田林市ツアー造成促進事業補助金交付変更承認通知書(様式第4号)を補助事業者に通ずるものとする。

(事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して60日以内又は事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月20日までのいずれか早い日までに、富田林市ツアー造成促進事業完了報告書(様式第5号)に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があった場合、その内容

を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、富田林市ツアー一造成促進事業補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、富田林市ツアー一造成促進事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の支払を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を補助事業者に交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 交付決定の目的又はこれに付した条件に違反したとき。
- （2） 虚偽その他不正の方法による申請を行ったとき。
- （3） 補助金を目的外に使用したと認められるとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 市長は前項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消したときは、富田林市ツアー一造成促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、富田林市ツアー一造成促進事業補助金返還請求通知書（様式第9号）によりその返還を命ずることができる。

（書類の整備）

第14条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出に関する帳簿その他の書類を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。